

平成 23 年 8 月 23 日
三重県政策部企画室

総合特区制度の活用について

総合特別区域の指定申請が 8 月 15 日～9 月 30 日までの間で受付られることとなりました。

新たな制度を積極的に活用して地域活性化につなげていくため、各部におかれましては、今一度ご検討くださるようお願いいたします。

1. 経緯（予定含む）

平成 22 年 9 月	制度構築のため全国から提案（アイデア）受付
平成 23 年 2 月	総合特別区域法案 閣議決定（15 日） 県による市町向説明会（9 市町出席）
6 月	総合特別区域法 成立（22 日）
7 月	国による県・市町向説明会（県及び 9 市町出席）
8 月 1 日	総合特別区域法 施行
15 日	総合特別区域基本方針 閣議決定
8 月 26 日	県による市町向説明会
8 月 15 日～9 月 30 日	地方公共団体による指定申請の受付
11 月～	総合特別区域の指定、国と地方の協議会の設置

2. 指定される区域数（7 月 11 日 国からの口頭説明）

- ・ 国際戦略総合特区 数件（5 件程度）
- ・ 地域活性化総合特区 初年度のため少なめ（20～30 件程度）

3. 予算（平成 23 年度国当初）

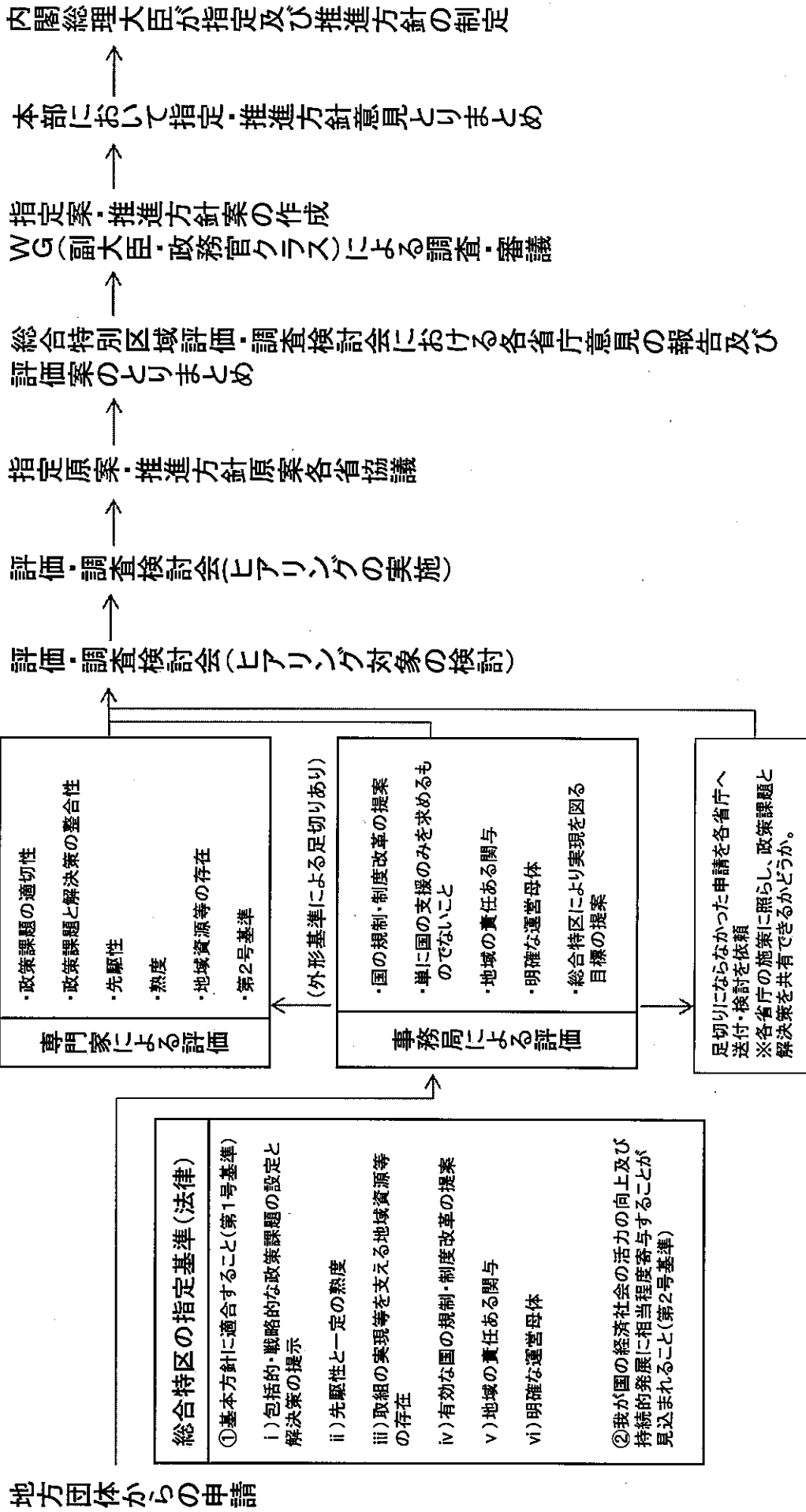
151 億円（地域活性化特区 5 億円／計画・年（最大））

4. 指定されるための主な要件（地域活性化特区）

- 有効な国の規制・制度改革の提案があること
- 地方公共団体、事業実施主体等により、地域協議会が組織されていること。
- 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があり、先駆的な取組であること。

指定プロセス

別添1



評価・調査検討会及び専門家評価の体制

別添2

「総合特別区域評価・調査検討会」

指定基準の運用方針や指定の手続き、申請に対する評価、認定後のフォローアップ等に関してご意見を伺う。

【産業競争力強化や地域活性化全般を横断的に評価できる有識者】

規制・制度改革
地域活性化全般
NPO・新しい公共
自治体経験者

八田達夫
大西隆
武田公子
宮城治男
北脇保之

経済学者
東京大学教授
金沢大学経済学部教授
NPO法人ETIC代表理事
学校法人浜松海の星大学院理事長

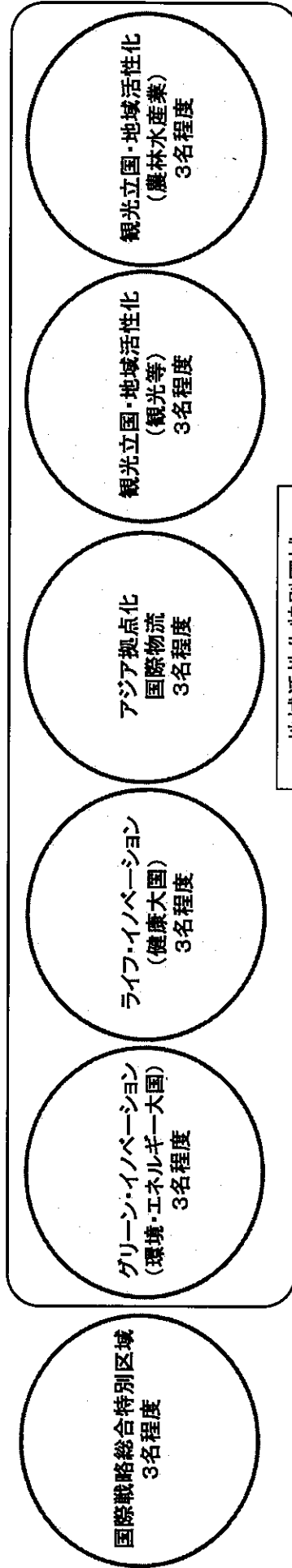
【環境・医療・福祉などの主要な各分野ごとの有識者】

グリーン・イノベーション
ライフ・イノベーション
アジア拠点化・国際物流
観光立国・地域活性化（観光等）
観光立国・地域活性化（農林水産業）

藤田壮
廣井良典
深川由起子
竹林幹雄
玉冲仁美
安藤光義

東洋大学大学院特任教授・国立環境
研究所環境都市研究プログラム総括
千葉大学法経学部教授
早稲田大学政治経済学術院教授
神戸大学教授
株式会社タマノワ 代表取締役
東京大学准教授

「分野ごとの専門家グループ」



など

- ※1つの提案を該当する分野に分け、当該分野の複数の専門家により評価いただく。
(複数の分野にまたがる場合は、該当する専門家グループそれぞれに評価いただく。)
- ※分野、人数については、実際に申請を受け付けてから再検討を行う。
- ※評価を依頼する専門家のお名前、肩書は非公開とする。

総合特区計画に記載された事業の支援の流れ

